

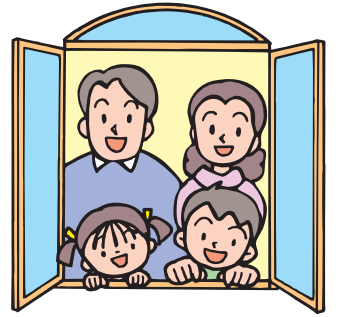
# ざまお

- みんなの健康(3面)
- 転入・転出の手続き(4面)
- 障害者自立支援法がはじまります(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 3.11市民大集会を開催(8面)



青色回転灯装備車で市内をパトロール

# 安全で安心して 喜らせるまちを 目指して



市では、市民の皆さんが犯罪に巻き込まれることなく、安全で安心した生活を送ることができるよう、日ごろから座間警察署や地元自治会などと協力して、街頭活動をしたり防犯パトロールをしたりしています。

しかし、犯罪の被害に遭わないためには、皆さんも日ごろから万が一に備えて危機意識を持つことが大切です。今回紹介する内容を基に、防犯対策をもう一度見直し、犯罪の被害に遭わないような生活環境をつくりましょう。

問い合わせ先  
座間警察署(生活安全課) ☎046(256)0110  
安全対策課 ☎046(252)8158 ☎046(252)7773

### 市内の犯罪発生件数

座間警察署のまとめによると、平成十七年中に市内で発生した犯罪件数は、二千四百七十件でした。前年と比べると、七百八十九件減少しましたが、まだまだ安心できる状況ではありません(表1参照)。

### 窃盗犯罪にご注意を!

昨年一年間に市内で発生した刑法犯罪のうち、約八割(千七百七十七件)が窃盗に関する犯罪でした。前年と比べてみると、自転車盗(五十八件増)と万引き(二十二件増)

市と座間警察署では、市民の皆さんが安心して暮らすことができるよう、市内で発生した犯罪の状況などを細かく分析し、犯罪多発地区(表2参照)などを中心に、防犯パ

表1 市内の刑法犯発生件数

件数	前年比件数
凶悪犯	7 △4
粗暴犯	55 △38
窃盗犯	1717 △583
知能犯	88 △25
風俗犯	8 △5
その他	265 △134
合計	2140 △789

※凶悪犯……殺人・強盗・放火など  
粗暴犯……暴行・傷害・恐喝など  
窃盗犯……空き巣・ひったくり・自転車盗など  
知能犯……詐欺・横領など  
風俗犯……わいせつ・とばくなど

表2 刑法犯発生多発地区

地区	件数	前年比件数
相模が丘	390	△140
入谷	339	△60
相武台	332	8
ひばりが丘	285	△124
緑ヶ丘	120	△24

- 自転車には「防犯ネット」を使用する
- 今年に入ってからすでに十件のひったくり事件が発生しています(二月現在)。その手口はすべて後方からバイクで近づくものでした。
- 車外から見える場所に、現金などの貴重品を置かない
- 手荷物は車道の反対側に持つ
- 人通りのある明るい道を歩く
- 自転車には「防犯ネット」を使用する
- 今年に入ってからすでに十件のひったくり事件が発生しています(二月現在)。その手口はすべて後方からバイクで近づくものでした。

表3 窃盗犯罪別多発地区

空き巣狙い		自動車盗		オートバイ盗		自転車盗		車上狙い		ひったくり	
地区	件数	地区	件数	地区	件数	地区	件数	地区	件数	地区	件数
相模が丘	31	入谷・ひばりが丘	15	入谷	34	ひばりが丘	86	相模が丘	53	入谷	34
緑ヶ丘	23	相武台	10	ひばりが丘	32	相武台	78	入谷・相武台	27	相模が丘	12
入谷	19	相模が丘	9	相武台	27	相模が丘	64	ひばりが丘	23	ひばりが丘	7
相武台	18	小松原	6	相模が丘	17	入谷	56	広野台・栗原中央	11	南栗原	6
ひばりが丘	17	南栗原・緑ヶ丘・栗原	5	東原	15	緑ヶ丘	21	小松原・座間・新田宿・南栗原	9	相武台	5

### 地域一体となって防犯対策を

近年、犯罪の悪質化・巧妙化が進み、いっどこで被害に遭ってもおかしくない状況にあります。

市では、犯罪を未然に防ぎ、皆さんが安心した毎日を過ごすことができるよう、青色回転灯装備車によるパトロールを実施しているほか、地域の皆さんと連携して防犯パトロールなどを実施しています(下記参照)。

### 青色回転灯装備車でパトロールを実施

市では、庁用車七台に青色回転灯を装備し、毎月十日(防犯の日)と第四金曜日に、座間警察署および地域の防犯関係団体などとともに巡回パトロールを実施しています。

### 市内への外出時に「防犯」の腕章を着用

市職員が職務のために市内へ出向く際、「防犯」と記された腕章を着用しています。犯罪を見つけたときは、現場の状況を迅速に警察へ連絡するなどして、防犯対策に努めます。



防犯の一助に

### 市内小学生に防犯ブザーを貸与

市では、子どもたちが犯罪



防犯ブザー

の被害に遭わないように、学校安全対策指導員による各学校の巡回をしているほか、小学生全員に防犯ブザーを貸与しています。もし防犯ブザーの音を聞いたときは、適切な対応をお願いします。

### 防犯パトロール

市と座間警察署、市自治会連絡協議会では、市民の皆さんの防犯意識の向上と地域の安全確認のために、防犯パトロールを実施しています。昨年の十二月二十三日および一月二十九日に実施した市内一斉防犯パトロールでは、それぞれ約二〇〇の自治会が参加し、地域の安全を確認しました。

## 「子ども110番の家」への登録を募集

市青少年健全育成連絡協議会では、子どもが登下校中などに、痴漢行為や嫌がらせなどで困ったときに、安心して逃げ込むことができ、緊急避難場所として、商店や一般家庭、座間郵便局などの協力の下、「子ども110番の家」を設けています。目印として下のステッカーを掲示してありますので、困ったときはすぐに逃げ込むよう、家庭での指導をお願いします。また、随時協力していただける方の登録を募集しています。



登録は、お住まいの地域が学区となっている中学校で受け付けています。なお、詳細については、担当課にたたくか、市ホームページをご覧ください。

担当 青少年課  
☎046(253)8415  
☎046(259)2163

昨年9月から試行的に実施していましたが毎週金曜日午後8時までの一部窓口における開庁時間の延長を、2月をもって終了しました。現在、4月からの新たな窓口開庁方法について検討しています。

問い合わせ先 戸籍住民課  
☎046(252)8083 ☎046(255)3550

# 春の全国火災予防運動



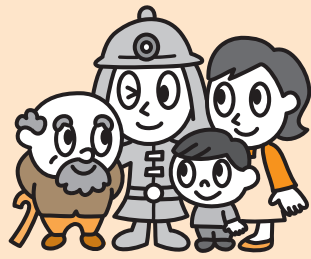
「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」を統一標語に、3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動が実施されます。さらに、この期間中は全国山火事防止運動、車両火災予防運動も併せて実施されます。

市消防本部のまとめでは、平成17年中、市内で42件の火災が発生し7人が負傷しました。火災を種別ごとに見ると、建物火災23件、車両火災4件、その他火災15件でした。また、それらの主な原因は、放火（疑いを含む）12件、コンロからの出火9件、たばこの不始末4件でした。

空気が乾燥し火災が発生しやすいこれからの季節、引き続き火災予防に心掛けましょう。

## 期間中の主な行事

- 市内巡回広報
- 住宅防火診断
- 防火ポスター展  
▽とき=3月1日(水)~7日(火)  
(※6日(月)を除く)  
▽ところ=スカイアリーナ座間(市民体育館)  
▽内容=市内小・中学生の作品35点を展示



- 街頭広報  
▽とき=3月1日(水)  
▽ところ=座間駅、相武台前駅

## 消火器事故防止対策

古くなった消火器の破裂による人身事故が発生しています。消火器は、一般家庭に設置や点検の法的規制はありませんが、きちんとした管理をしていれば、いざというときの初期消火に大変役立つものです。しかし、消火器には消火剤を噴出するために高い圧力でガスが充てんされているため、消火器本体に腐食や変形、傷、ホース部分に詰まりなどがあると、破裂する可能性があります。半年に一度程度、目で見ても点検しましょう。



なお、消火器が古くなったり傷ついたりしている場合には、点検・回収業者を紹介しています。詳しくは、担当にお問い合わせください。

## 放火防止対策

死角となる場所や深夜に発生することが多い放火。発見の遅れによって被害が大きくなる恐れがあります。放火火災を防止するために、次のことに注意して「放火されない」「放火させない」環境づくりを推進していきましょう。



- 家の周りは常に整理整頓し、雑誌や新聞紙など燃えやすい物を置かないようにする
- ごみは決められた収集日の朝に出す
- 外灯を取り付けるなど家の周りを明るくする
- 外出時や就寝時には戸締まりを確認する
- 自転車や自動車のボディーカバーは燃えにくく加工した物を使う

## コンロやてんぷら鍋を原因とする火災が多発

平成17年中に市内で発生した23件の建物火災のうち、9件がコンロやてんぷら鍋を原因とするものです。ちょっとした不注意から発生するこの原因の火災を防ぐためには、次のことに十分注意しましょう。



- 調理中は、絶対にコンロ・てんぷら鍋のそばから離れない
- 電話が掛かってきたときなどは、調理を中断してコンロの火を消す
- コンロや周囲の油污は、使用後清掃する
- コンロの周囲には、燃えやすい物を置かない
- 中間コックは、使用後必ず閉める

担当 消防本部予防課 ☎046(256)2211 046(256)2215



音楽でやすらぎを

「障害者と健常者の橋渡しとなる活動」を目指すボランティア団体、「ONEハート」(齋藤恵美子代表)

## わが町

## この人

### みんなの心は一つ

「障害者と健常者の橋渡しとなる活動」を目指すボランティア団体、「ONEハート」(齋藤恵美子代表)はこうして生まれた。いまから二十年ほど前、齋藤代表らの音楽仲間が、障害者の施設を訪ねて演奏していたときのことだ。目、耳、知的と複数の障害のある若者が、「振動の変化を体で感じながら演奏を聴く」場面に接した。そのとき齋藤代表は「声を出して歌うだけが音楽じゃない。心の中で歌う音楽もある」ことを教えられた。

ここで受けた感動を、「音楽を通して多くの人に伝えよう。地域活動にもなるし」(齋藤代表)との思いから、ボランティア活動に取り組みことにした。以後も施設訪問をしながら、九年前にやっと団体を設立。趣旨に同調する人の輪は、座間、綾瀬、海老名、大和と四市に広がり、いまでは会員も百二十人ほど。中でも座間市だけは、五年前から視覚障害者も入会し、一緒に活動している。高年齢者や障害者をはじめ、いろいろな施設を訪問。大正琴、ベルなどの演奏を中心に、朗読を織り交ぜたコンサートを開いて、人々の心を癒してきた。「障害があっても心は同じ。みんなが友人関係を築いていこう」(齋藤代表)と、「ONEハート」の精神を貫きながら活動を続けている。

自然素材による家創りコンセプト

# 自然回帰の家

100年後故郷へお返し下さい

URL <http://www.trecasa.co.jp>



## 大断面板倉の家シリーズ 樹の家シリーズ

どちらも自然素材による、家創りです。  
詳しくは資料請求して下さい。

●建設業許可 神奈川知事許可(特-12)第33051号  
●一級建築士事務所 神奈川知事登録 第9787号

**自然素材工房**  
株式会社 トレカーサ工事

神奈川県愛甲郡愛川町中津2179-1  
TEL.046-286-1272



# みんなの健康



担当 保健医療課 予 予防医療係 ☎046(252)7213 保 保健係 ☎046(252)7225 電 046(252)7043

## BCG接種 予

▽とき=3月1日(水)、13日(月)午後1時15分~2時15分受け付け(時間厳守)▽ところ=市民健康センター▽対象=平成17年12月生まれ(対象者には個人通知をします)

## 4カ月児健康診査 保

▽とき=3月14日(火)午後1時~2時▽ところ=市民健康センター▽対象=平成17年11月生まれ

## 8~10カ月児健康診査 保

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個人通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳をお持ちになり受診してください。

## 1歳6カ月児健康診査 保

◆内科▽ところ=指定医療機関▽対象=平成16年8月生まれ◆歯科▽とき=3月8日、15日いずれも水曜日午前9時30分~10時30分▽ところ=市民健康センター▽対象=平成16年7月生まれ

## ペットの災害時への備えは大丈夫ですか?



災害が起こった時に、ペット(犬や猫など)が避難できるように、飼い主の皆さんは日ごろから次のような備えが必要です。

### ○首輪や鑑札を着けましょう

首輪をしていない犬や猫を多く見かけますが、これでは災害時に飼い主を見つけることはできません。必ず首輪をし、鑑札や身元の分かるものを着けましょう。

### ○日ごろから「しつけ」をしましょう

しつけをしていないと避難所では他の避難者の迷惑になります。日ごろから基本的なしつけをしておくことが必要です。

### ○非常用品を備えましょう

災害発生時は、ペット用品は手に入りにくいものです。最低限、次のものは用意しておきましょう(食料は最低3日分)。

えさ、水、容器、リード、ふんを入れる道具

担当 保健医療課 ☎046(252)7213 電 046(252)7043

## 2歳児歯科健康診査 保

▽とき=3月22日(水)午後1時~2時受け付け▽ところ=市民健康センター▽内容=歯科健診、予防処置および育児相談など(予防処置は希望者のみで有料)▽対象=平成16年2月生まれ▽持ち物=母子健康手帳、歯ブラシ▽申込方法=直接会場へ(事前通知はありませんのでご注意ください)



## 3歳6カ月児健康診査 保

▽とき=3月7日(火)午後1時~2時受け付け▽ところ=市民健康センター▽対象=平成14年9月生まれ▽持ち物=母子健康手帳

## 赤ちゃん教室 保

▽とき=3月9日(木)午前10時~11時30分▽ところ=市民健康センター▽内容=離乳食の作り方(すすめ方、子どもの発達や予防接種について)▽対象=生後5カ月~6カ月児とその保護者▽定員=先着30人▽持ち物=母子健康手帳、離乳食用スプーン▽申込方法=電話予約



## 救急診療

※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違えないように!

### ◆休日昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分
内科	☎046(252)9090		
歯科	☎046(252)8217		
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時~11時30分、午後1時30分~4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)

### ◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分
内科	☎046(252)9090		土曜・日曜日、祝日 : 午後6時~9時45分
外科	☎046(251)0119		午後6時~10時(診療時間)

### ◆深夜

診療科目	電話番号	診療場所	診療時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	小児救急情報センター(左記)でご確認ください。	午後10時~翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科	☎046(251)0119		
消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。			午後10時~翌朝午前8時

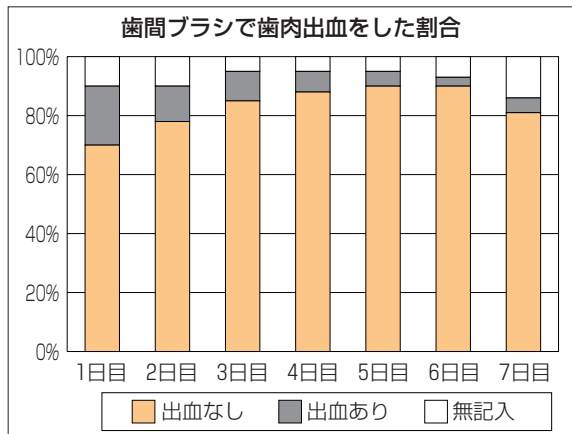
※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

## 歯っぴーマウス実施報告

### 歯を失う主な原因は歯周病とむし歯です

40歳を超えると歯周病による抜歯数が急激に増加します。歯間ブラシやデンタルフロスも使った丁寧な歯磨きが、歯周病の改善や予防に有効です。

### 歯間ブラシを使い続けてもらいました



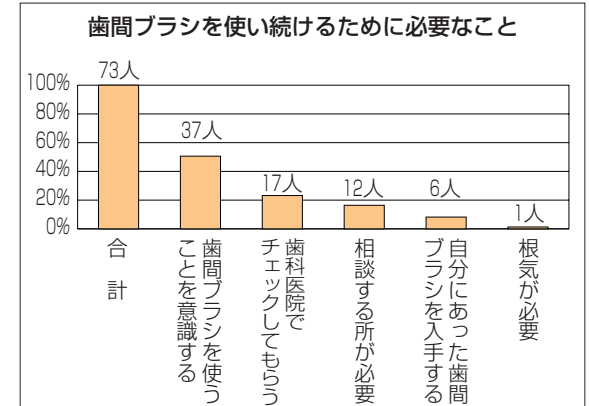
就寝前の歯磨き時に、歯間ブラシを使用した効果を見るために、歯間ブラシに血が付くか付かないかを1週間チェックしてもらいました。

昨年6月から11月に実施したがん検診の待ち時間を利用して、歯間部清掃用器具(歯間ブラシ)の使い方体験コーナーを設け、市民の皆さんに体験していただきました。ここでは、使い方体験コーナーでアンケートに協力していただいた73人の回答について報告します。

その結果、歯間ブラシを使用して1日目は、使用した方の約20パーセントに出血がありましたが、6日目には出血する部位が減っています。

### なぜ出血するの?

歯と歯肉の境に溜まっている歯垢の中の細菌が出す毒素や酵素などで、歯肉に炎症が起きます。歯ブラシと歯間ブラシも使った丁寧な歯磨きをして、歯垢を毎日落とすと次第に炎症がなくなり、健康な歯ぐきになります。



### 歯間ブラシを使い続けるために必要なこと

「歯間ブラシを使うことを意識する」「歯科医院でチェックしてもらう」といった回答が多くありました。歯間ブラシを使うことは、多少面倒なこともありますが、歯ブラシだけでは体験できない心地よい刺激が得られて、口の中が一層きれいになります。歯肉の健康のために歯間ブラシを使用することをお勧めします。



### 歯科健康診査の活用を

市では、40歳から70歳までの方を対象に6月から12月まで、成人歯科健康診査を実施しています。歯間ブラシの選び方や使い方、歯の健康づくりに必要な情報を得るためにも、歯科健康診査をご活用ください。



担当 保健医療課 ☎046(252)7225 電 046(252)7043

春は就職・転勤・進学の季節

# 手続きや届け出はお早めに！



三月から四月にかけては、進学や就職、転勤などのため、住民票や戸籍、転出証明書などを必要とすることが多くなります。これらの書類を取得したり、各種届け出をしたりする方は、手続き方法や持ち物などを確認の上、ご来庁ください。

また、転出する方で税金などに未納分がある場合は、早めに納めていただくようお願いいたします。

## 住民異動届

引っ越しや世帯の構成が変わったときは、表1のとおり住民異動届を市役所一階戸籍住民課に提出し、手続きをしてください。なお、出張所では手続きはできません。また、引っ越しをしてから長期間届け出をしていない場合には、居住していないことを確認した上で、住民登録を抹消する場合があります。ご注意ください。

住民異動届は、本人または世帯主による届け出が原則ですが、代理人が届け出ることでもできます。なお、届け出にきた方を確認するために、運転免許証、健康保険証、社員証などを提示していただきます。

## 転入・転出の特例

住民基本台帳カード（以下、住基カード）の交付を受けた方は、住民基本台帳ネットワークシステムの二次サービスとして、転入・

戸籍住民課 ☎046(252)8083  
FAX 046(255)3550

転出の特例処理の適用を受けることができます。例えば、座間市から他市町村へ転出する場合、住基カードの交付を受けている方であれば、事前に座間市へ付記転出届（住基カードを利用して転入手続きをする際に転出地に提出する書類）を郵送しておくことにより、引っ越し先の市町村の窓口に住基カードを持参するだけで、転入手続きができます。

## 印鑑登録

市内に住民登録または外国人登録をしている十五歳以上の方は印鑑登録ができます（成年被後見人は除く）。登録方法は表2のとおりです。原則として本人が、印鑑登録申請書に登録する印を添え、市役所一階戸籍住民課で手続きをしてください。なお、出張所での登録はできません。

【表1】住民異動届

種類	届け出期間	届け出に必要な物
転入届 (市外から市内へ住所を移したとき)	引っ越してきた日から14日以内	①届け出人の印 ②届け出人の氏名が確認できる物(運転免許証など) ③転出証明書(前住所地の市町村で発行) ④国民健康保険被保険者証(一部転入の加入者) ⑤年金手帳(第1号加入者、任意加入者) ⑥在学証明書(小・中学生がいる方) ⑦介護保険受給資格証明書(要介護認定者)
転出届 (市内から市外へ住所を移したとき)	引っ越しの前日まで	①届け出人の印 ②届け出人の氏名が確認できる物(運転免許証など) ③印鑑登録証、市民カード、住基カード(登録者) ④国民健康保険被保険者証(加入者) ※世帯全員分の物 ⑤年金手帳(第1号加入者、任意加入者) ⑥介護保険被保険者証(交付を受けている方)
転居届 (市内で住所を移したとき)	引っ越した日から14日以内	①届け出人の印 ②届け出人の氏名が確認できる物(運転免許証など) ③国民健康保険被保険者証(加入者) ④年金手帳(第1号加入者、任意加入者) ⑤在学証明書(小・中学生で学区が変わった方) ⑥介護保険被保険者証(交付を受けている方)
世帯変更届	変更があった日から14日以内	①届け出人の印 ②届け出人の氏名が確認できる物(運転免許証など) ③国民健康保険被保険者証(加入者)

※期間内に届け出ができなかった場合も必ず届け出をしてください。  
※住基カードをお持ちの方は転入・転出の特例処理の適用を受けることができます。

【表2】印鑑登録

手続き方式	手続き方法
文書照会方式	戸籍住民課(1階)で本人または代理人が印鑑登録申請(身分証明書・保証人なし)→「照会書」を本人に郵送→「照会書」に同封の「回答書」に本人が署名押印し、30日以内に本人または代理人が戸籍住民課に提出 ※代理人が申請する場合、選任届、代理人の印、身分証明書が必要です。
身分証明方式 (即日登録可)	官公署が発行するその機関名と押印がある写真付きの身分を証明する物(運転免許証、パスポート、外国人登録証など。健康保険証は不可)を持って本人が戸籍住民課(1階)へ
保証人方式 (即日登録可)	保証人欄に保証人の署名と登録印を押印した登録申請書を持って本人が戸籍住民課(1階)へ ※保証人が市外の方の場合は、発行日から30日以内の印鑑登録証明書も必要となります。
登録できない印	<ul style="list-style-type: none"> <li>「氏名」「氏または名」「氏と名の一部を組み合わせたもの」以外の物</li> <li>氏名以外に職業その他の事項を表わしている物</li> <li>プレス印、ゴム印その他の印で変形しやすい物</li> <li>大きさが1辺8ミリから25ミリまでの正方形に収まらない物</li> <li>外枠が4分の1以上欠けている物、など</li> </ul>

## 住民票・印鑑登録証明書自動交付機のご利用を

住民票の写しと印鑑登録証明書を発行する自動交付機を、市役所一階アトリウム内(正面玄関入って左)に設置しています。利用時間は、年末年始を除く午前八時三十分から午後五時までは、担当にお問い合わせください。ただし、交付機の利用には、自動交付機用暗証番号登録済みの市民カードまたは住基カードが必要です。

市民カード  
申請方法は表2の印鑑登録の三つの方式と同様です。

住民票・印鑑登録証明書自動交付機のご利用を  
本人(十五歳未満の方および成年被後見人は不可)または法定代理人が申請できます。住基カードは、申請時に顔写真付きと顔写真なしのいずれかを選択できます。手数料は両方とも五百円です。詳しい申請方法は、担当にお問い合わせください。なお、住基カードでは、現在次のようなサービスを受けることができます。

- ① 住民基本台帳法に規定されたサービス
- ・ 住民票の写しの広域交付
- ・ 転入・転出の特例処理

・ 身分証明書としての利用(写真付きのカードは、本人を確認する証明書としても利用見込み)
- ・ 公的個人認証サービスの利用(電子申請などに必要になる電子証明書を住基カードに記録)

・ 自動交付機の利用  
・ 印鑑登録時の本人確認に利用(写真付きカードに

の独自のサービス  
・ 印鑑登録証(市民カード)として利用(印鑑登録をする際、希望する方は住基カードを印鑑登録証として利用可)  
・ 図書館などの貸出券として利用(図書館などの窓口で図書貸出券としての登録手続きが必要)

## 転入する方

## 手続き早見表

## 転出する方

対象	手続き方法
転入届を提出する方	(表1参照)
印鑑登録をする方	印と身分証明書を持って戸籍住民課(1階)へ(表2参照)
国民健康保険に加入している方	転入届の提出時に戸籍住民課から渡される異動届を持って国保年金課(1階)へ
国民年金に加入している方	第1号加入者および任意加入者のみ、転入届の提出時に戸籍住民課から渡される異動届を持って国保年金課(1階)へ
身体障害者手帳1~4級または療育手帳(IQ75以下)をお持ちの方、老人保健に該当する方、65歳以上・非課税で一人暮らしの方、0歳~未就学児がいる世帯の方	加入している健康保険証と印、障害者手帳または必要書類(*)を持って保健医療課(1階)へ ※必要書類については、保健医療課☎046(252)7213に事前にお問い合わせください。
妊娠中の方、7歳6カ月未満児がいる世帯の方	妊婦健康診査、乳幼児健康診査および予防接種などの説明をします。母子健康手帳を持って保健医療課(1階)へ
児童手当を受給中の方	子育て支援課(1階)へ
児童扶養手当を受給中の方、母子・父子家庭の方	子育て支援課(1階)へ
65歳以上の方、40歳以上で介護サービスを受けている方	転入届の提出時に戸籍住民課から渡される異動届を持って長寿介護課(1階)へ
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	手帳、印、預金通帳を持って障害福祉課(1階)へ
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳、印を持って障害福祉課(1階)へ
水道を使用する方	入居日が決まったら住所または水栓番号を水道業務課☎046(252)7513に連絡を
原付バイクをお持ちの方	前住所地で廃車手続きが済んでいる方は、廃車証明書を添えて市民税課(2階)へ
市立小・中学校に入学・転校をする方	学校教育課(5階)へ

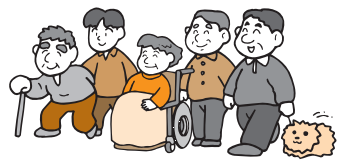
※転入届の提出を最初に済ませてください。

対象	手続き方法
転出届を提出する方	(表1参照)
印鑑登録をしている方	転出届と一緒に、印鑑登録証または市民カードまたは住基カードを戸籍住民課(1階)へ
国民健康保険に加入している方	転出届の提出時に戸籍住民課から渡される異動届と、国民健康保険証を持って国保年金課(1階)へ
国民年金に加入している方	第1号加入者および任意加入者のみ、転出届の提出時に戸籍住民課から渡される異動届を持って国保年金課(1階)へ
身体障害者手帳1~4級、療育手帳(IQ75以下)をお持ちの方、老人保健・ひとり暮らし高齢者医療・小児医療に該当している方	各受給者証を持って保健医療課(1階)へ
児童手当を受給中の方	子育て支援課(1階)へ
児童扶養手当を受給中の方、母子・父子家庭へのその他の手当などの給付を受けている方	子育て支援課(1階)へ
65歳以上の方、40歳以上で介護サービスを受けている方	転出届を提出した際に戸籍住民課から渡される異動届と被保険者証を持って長寿介護課(1階)へ
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	手帳・印などを持って障害福祉課(1階)へ
水道を使用している方	水道・下水道料金の精算が必要です。引っ越しの4~5日前までに水道業務課☎046(252)7513に連絡を(土曜・日曜日、祝日も精算集金に伺います)。
原付バイクをお持ちの方	印、ナンバープレート、標識交付証明書を持って市民税課(2階)へ
粗大ごみの回収を希望する方	回収日を指定することはできませんので、早めに清掃課☎046(252)7560に申し込みを(1回の収集は1世帯5個まで)

※転出届の提出を最初に済ませてください。

4月1日~

# 障害者自立支援法が できました！



## どの障害者にも共通のサービスを

4月から障害者自立支援法が施行されます。これまで障害者は、身体的、知的、精神の3つの種別のほか年齢で分けられた仕組みの下、受けることができる障害福祉サービスと受けることができない障害福祉サービスが決められていました。同法は、それらの複雑な仕組みを一元化し、障害の種類や年齢に関係なく、すべての障害者が共通のサービスを受けられるようにするものです。

新サービスは、障害者の地域での自立した生活を総合的に支援することを目的とします。自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支援）と地域生活支援事業で構成され（図1参照）、4月1日以降旧制度から段階的に移行し、10月から全面的に開始となります。

## みんなで支え合う制度へ

制度の安定的な運用と利用者の負担を公平にするために、これまで利用者の所得に応じて決められていた負担が、サービス利用量と負担能力に応じて自己負担額が決まる仕組みに変わります。また、サービスの利用に掛かる費用や医療費の1割が自己負担になるほか、施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費については全額自己負担になります。ただし、いずれについても所得に応じた負担の上限額（表1、2参照）を定めるほか、減免や補給給付を実施するなど、低所得者には負担が軽減するように配慮します。

なお、サービスを利用するには、手続きが必要です（図2参照）。詳しくは、担当にお問い合わせください。

担当 障害福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043

図1

4月1日からのサービスの仕組み

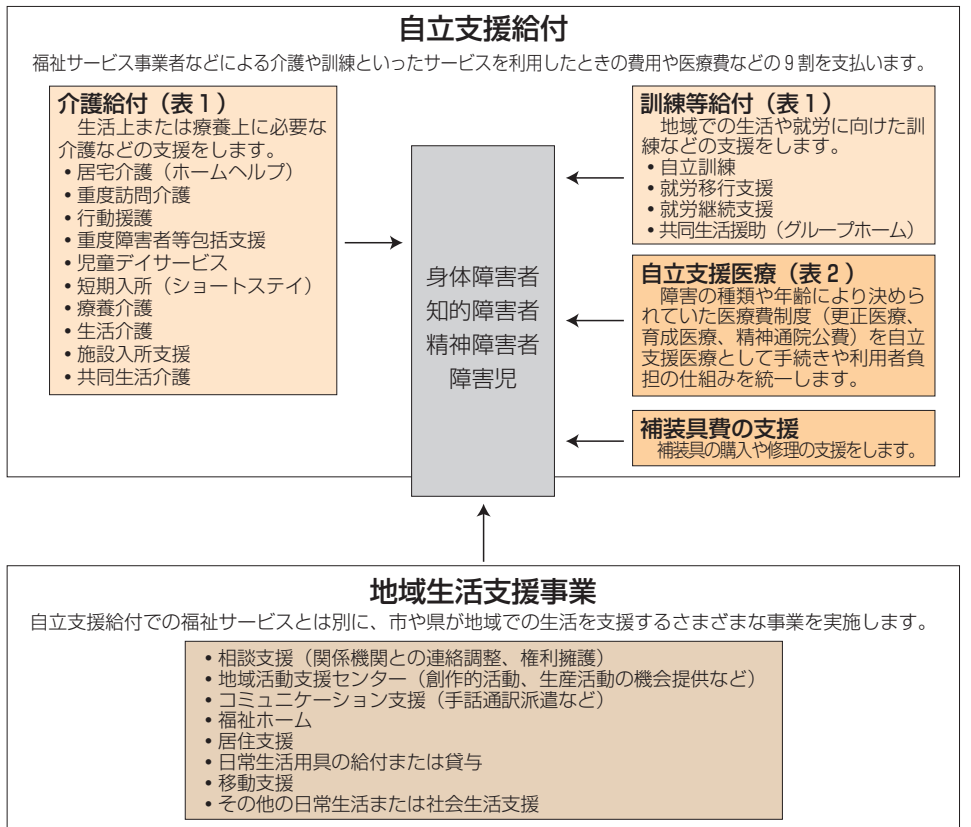


表1 介護給付、訓練等給付に掛かる自己負担の月額負担上限額

区分	対象	上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	15000円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1以外の方	24600円
一般	市民税課税世帯	37200円

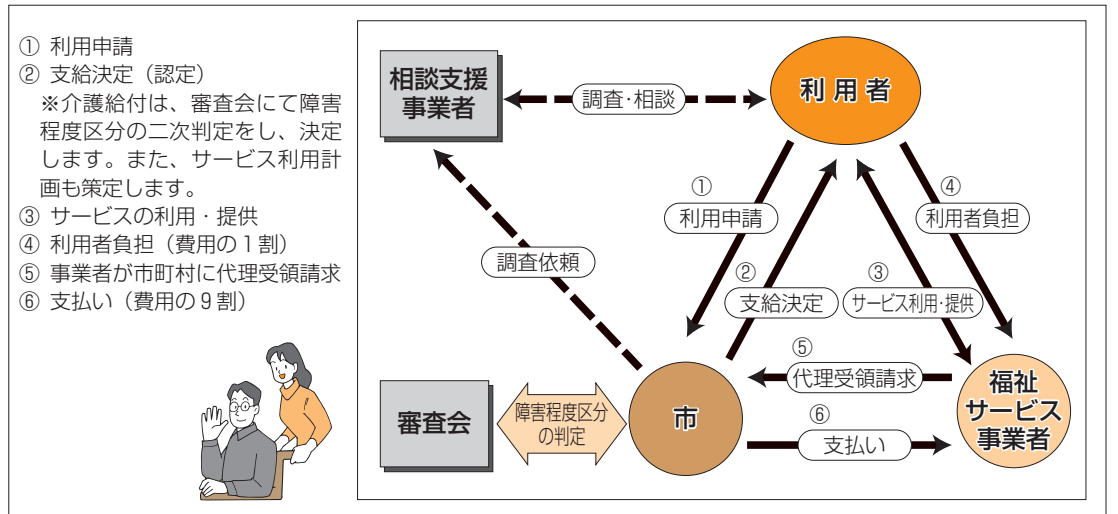
表2 自立支援医療に掛かる自己負担の月額負担上限額

区分	対象	上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で障害者本人の収入が80万円以下の方	2500円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1以外の方	5000円
中間的な所得	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が20万円未満の方	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が20万円以上の方	自立支援医療費支給対象外

※低所得者以外でも、継続的に相当額の医療負担が発生する方(「重度かつ継続」に相当する障害)には、負担が軽くなるように別途上限額を定めます。

図2

手続きの流れ



## バイク・軽自動車などの 廃車手続きは3月中に！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を登録していて、廃車・譲渡・盗難などで現在は、それらの車両を所有していない方や3月中に転出する方は、3月31日(金)までに次の提出先に届け出てください。

○車種 ①原動機付自転車(排気量125CC以下)、小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業車など) ②二輪の軽自動車(排気量125CC超250CC以下)、二輪の小型自動車(排気量250CC超) ③三輪・四輪の軽自動車(排気量660CC以下)

○廃車届の提出先 ①市民税課 ☎046(252)8004(ナンバープレート、標識交付証明書、印を持参してください) ②相模自動車検査登録事務所(愛川町中津7181) ☎050(5540)2037 ③軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所(綾瀬市小園847-3) ☎0467(78)8840

担当 市民税課 ☎046(252)8004 ☎046(255)3550



## 地球温暖化を 防ごう！

# 市の温室効果ガス総排出量の報告

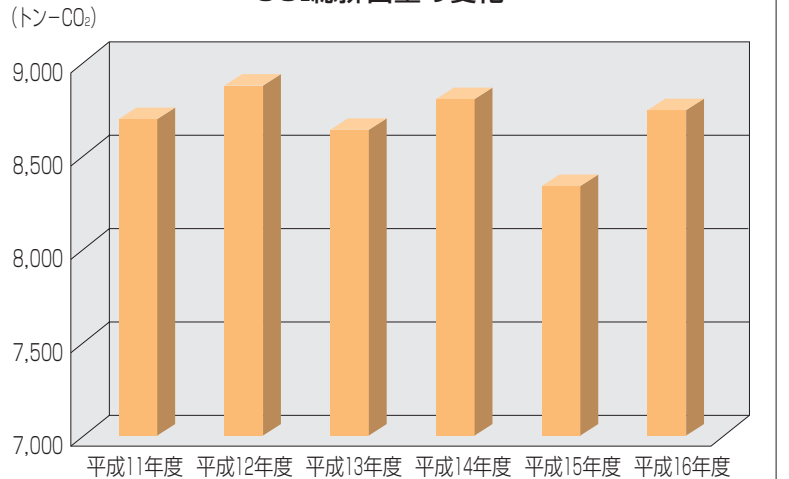
「座間市地球温暖化防止実行計画(市行政の温室効果ガス削減計画)」に基づく、平成16年度の調査結果がまとまりました。電気やガス、ガソリンなどのエネルギーを作ったり、利用したりすると、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスが発生します。この計画は、市施設で使用した電気やガス、公用車で使用したガソリンの量などを、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量に換算し、基準年度とする平成11年度の排出量を基に設定した目標値達成に向け、計画的な温室効果ガス削減を進めるものです。

平成16年度に市施設から排出された温室効果ガスの総排出量は約8738.6トン-CO<sub>2</sub>(二酸化炭素換算値)でした。これは基準となる平成11年度(8688.7トン-CO<sub>2</sub>)よりも約49.9トン-CO<sub>2</sub>(0.57パーセント)増加したことになります。その原因としては、夏季の猛暑の影響が第一に挙げられます。市施設で使用するエネルギーの7割以上は、空調機の使用によるものです。庁舎内の空調の温度設定は、夏季は高め(28度)、冬季は低め(20度)に設定することを徹底していましたが、平成16年の夏は記録的な高気温であったことから空調機の稼働率が高くなり、電気の使用量が増加しました。

平成16年度は、基準年度を上回るエネルギー使用により、温室効果ガス排出量を目標どおり削減することができませんでした。このことを受け、今後は、高効率設備への切り替えなど、さらなる省エネルギー活動の推進とともに、環境学習を開催するなど、目標の達成を目指し努力していきます。ぜひ市民の皆さんのご家庭でも、温室効果ガス削減の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

担当 環境対策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743

CO<sub>2</sub>総排出量の変化



# お役立ち情報満載! ざまインフォメーション

市内の催しや行政情報などは、『ホームページ』<http://www.city.zama.kanagawa.jp/> でも案内しています。

## 案内

### 教育委員会 3月定例会

○とき 3月28日(火)午前9時30分～  
○ところ 市役所5階教育委員会室  
※傍聴や議題について詳しくは、担当にご確認ください。

担当 教育管理課  
☎046(252)8347 ㊟046(252)4311

### 移動図書館ひまわり号巡回日程

▼ひばりが丘南児童館＝4日・18日午後2時30分～3時30分▼小松原1丁目児童遊園地＝2日・16日午前10時30分～11時30分▼入谷小学校＝9日午後2時40分～3時45分▼東原小学校＝3日・17日午後3時～3時45分▼NTT栗原社宅＝8日・22日午前10時30分～11時30分▼栗原小学校＝10日午後2時45分～3時45分▼東原共同住宅＝9日・23日午前10時30分～11時30分▼相模が丘4丁目多目的広場＝10日・24日午前10時30分～11時30分▼相模野小学校＝8日午後2時10分～3時45分▼中原小学校＝1日・15日午後2時55分～3時45分  
※雨天の場合は巡回を中止します。また、学校への巡回は時間が変更になる場合があります。

担当 図書館  
☎046(255)1211 ㊟046(252)5704

## 催し

### 在宅介護支援センター介護予防教室

○とき 3月22日(水)午後1時30分～3時30分  
○ところ 相模が丘コミュニティセンター

○内容 認知症予防のための手仕事(作品作り)をする  
○定員 20人(先着順)  
○申込方法 3月15日(水)までに直接・電話・ファクスで相模台病院在宅介護支援センター☎046(266)5222(押切)へ

担当 長寿介護課  
☎046(252)7127 ㊟046(252)8238

### 障害者スポーツ教室

障害者の運動不足の解消や交流を深める機会です。

○とき 3月15日(水)午後1時～3時

○ところ スカイアリーナ座間(市民体育館)  
○申込方法 直接・電話・ファクスで担当へ

※傷害保険に加入していますが、免責事項や保険の支払額を超える場合は、自己負担になります。また、送迎や身体介護はしません。

担当 障害福祉課  
☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

### 児童デイサービス 体操・スポーツ教室

○とき 第2または第4月曜日の午後3時30分～4時30分

○ところ サニープレイス座間(総合福祉センター)3階

○内容 理学療法士と作業療法士の指導により、体操などを楽しむ  
○対象 身体障害者手帳や療育手帳を所持する小学生  
○定員 20人(先着順)  
○申込方法 電話・ファクスで担当へ

※送迎はありません。また協力してくださるボランティアを募集しています。希望者は担当へ。  
担当 障害福祉課  
☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

### 芸術文化セミナー 木版画30年の軌跡 松山徹作品展とアートトーク

#### 【松山徹版画作品展】

○とき 3月15日(水)～23日(木)午前9時30分～午後5時  
※23日は午後4時まで。20日(月)、22日(水)は休館。

○ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)1階ギャラリー

○入場自由  
【松山徹美術講演会】

○とき 3月18日(土)午後1時30分～3時

○ところ ハーモニーホール座間2階大会議室

○内容 「石佛から大地へ」と題し石佛素描のスライド上映と解説  
○参加費 無料  
○申込方法 当日直接会場へ

担当 生涯学習推進課  
☎046(252)8476 ㊟046(252)4311

### 市史講座

○とき ①3月19日(日)②25日(土)午後1時30分～3時30分(午後1時開場)

○ところ 図書館2階講座室

○内容 ①座間の寺社と信仰②座間の石仏と村々  
○対象 15歳以上の方  
○定員 各回60人(先着順)  
○参加費 無料  
○申込方法 各回前日までに直接・電話で担当(図書館内)へ  
※土曜・日曜日の申し込み不可。

担当 生涯学習推進課市史編さん係  
☎046(255)1259 ㊟046(252)5704

### 第2回郷土の公開教養講座

○とき 3月10日(金)午後1時30分～3時

○ところ サニープレイス座間(総合福祉センター)3階研修室

○内容 「相模川を巡る」をテーマに、地図上で河口までたどる  
○定員 50人(先着順)  
○持ち物 前回の参加者は、前回配布した資料  
○申込方法 当日直接会場へ

担当 市明るい選挙推進協議会事務局(選挙管理委員会事務局内)  
☎046(252)8481 ㊟046(252)8532

## 3

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 4

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

日(金)までに本人が担当に持参担当 保健医療課

☎046(252)7225 ㊟046(252)7043

### ◆市税等収納課員(非常勤特別職員)

○募集人数 1人  
○応募資格 原動機付自転車運転免許を所持する64歳以下の健康な方  
○業務内容 外勤での市税・国保税の納付督促および収納など  
○勤務期間 4月～平成19年3月31日

○勤務日時 月曜～金曜日午前9時30分～午後4時  
○賃金 月額3,914円～5,031円

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月10日(金)までに本人が担当に持参

担当 長寿介護課  
☎046(252)7538 ㊟046(252)8238

### ◆介護保険認定調査非常勤職員

○募集人数 1人  
○応募資格 看護師、介護福祉士、介護支援専門員または社会福祉主事の資格および普通自動車運転免許所持者

○業務内容 介護保険の要介護認定に関する訪問調査および事務など

○勤務期間 4月3日～平成19年3月30日

○勤務日時 月曜～金曜日のうち3日以内午前9時30分～午後4時

○賃金 月額6,150円～7,268円

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月10日(金)までに本人が担当に持参

担当 長寿介護課  
☎046(252)7538 ㊟046(252)8238

### ◆言語聴覚士(非常勤職員)

○募集人数 1人  
○応募資格 言語聴覚士資格所持者

○業務内容 言語・聴覚障害児や家族の相談受け付けや指導など

○勤務期間 4月3日～平成19年3月30日

○勤務日時 月曜～金曜日のうち4日午前8時30分～午後5時

○賃金 月額17,500円

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月15日(水)までに本人が担当に持参

担当 障害福祉課  
☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

### ◆障害福祉課非常勤職員

○募集人数 2人  
○応募資格 パソコン操作(エクセルなど)ができる25～40歳の方

○業務内容 一般事務、窓口業務

○勤務期間 4月3日～平成19年3月30日

○勤務日時 月曜～金曜日午前9時30分～午後4時

○賃金 市規定による

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月15日(水)までに本人が担当に持参

担当 障害福祉課  
☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

### ◆保健師(非常勤職員)

○募集人数 2人  
○応募資格 パソコン操作ができる50歳以下の保健師資格所持者

○業務内容 母子保健・老人保健などに関する保健師業務全般

○勤務期間 4月1日～平成19年3

月31日  
○勤務日時 週2～3日午前8時30分～午後5時

○賃金 市規定による

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月14日(火)までに本人が担当に持参

担当 保健医療課  
☎046(252)7225 ㊟046(252)7043

### ◆市税等収納課員(非常勤特別職員)

○募集人数 1人  
○応募資格 原動機付自転車運転免許を所持する64歳以下の健康な方

○業務内容 外勤での市税・国保税の納付督促および収納など

○勤務期間 4月～平成19年3月31日

○勤務日時 週5日で月20日以内(土曜・日曜日、祝日の勤務を含む)午前8時30分から午後9時までの間で1日5時間

○賃金 月額1万円

○選考方法 面接、健康診断

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月15日(水)までに本人が担当に持参

担当 収納課  
☎046(252)8021 ㊟046(255)3550

### ◆特別支援教育補助員

○募集人数 若干名  
○応募資格 軽度発達障害のある児童・生徒の教育に関心がある方

○業務内容 市内小・中学校(通常学級)に在学する、軽度発達障害など配慮を要する児童・生徒への指導補助

○勤務期間 5月1日～平成19年3月31日(長期休業期間を除く)

○勤務日時 週4日程度午前8時30分～午後3時30分

○選考方法 面接(3月27日(月)実施予定)

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月22日(水)までに本人が担当に持参

担当 教育指導課  
☎046(252)8732 ㊟046(252)4311

### ◆公民館図書貸出事務補助員(非常勤職員)

○募集人数 1人  
○応募資格 18～50歳の健康な方

○業務内容 図書貸し出し・整理事務など

○勤務期間 4月1日～平成19年3月31日

○勤務日時 毎週水・土曜日午前8時30分～午後5時

○賃金 市規定による

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月14日(火)までに本人が担当に持参

担当 市公民館  
☎046(255)3131 ㊟046(252)2776

### ◆シルバー人材センター会員

○応募資格 健康なおおむね60歳以上の市内在住者(危険物取扱者・普通自動車運転免許所持者歓迎)

○説明会 毎月第1・3木曜日午前9時～

○入会手続き 毎月第2・4木曜日午前9時～(説明会参加者のみ)

担当 市シルバー人材センター  
☎046(254)5361 ㊟046(251)9280

## 不用品バンク

担当 商工観光課  
☎046(252)7604 ㊟046(255)3550

### ◇譲ります

ベランダ用こいのぼり、シャンデリア、子ども用壁掛けラック、タイヤ

チェーン、ブロックおもちゃ、ベビ一用いす、子ども用スキーウェア・スキー靴、ベビ一チェア、電気ヒーター、電子オルガン、チャイルドシート、子ども用自転車(22インチ)  
○希望します  
2歳児までの遊具、石油ストーブ、掃除機、羽毛布団、原動機付自転車、エレキギター、エレキベース、いす2脚、炊飯器、げた箱、子ども用スキーウェア、食卓用いす、剣道着・防具、ファクス機、ソファ一、相模女子大学付属高校制服・コート

## みんなの広場

### ○厚木基地周辺住宅防音工事助成 新対象区域を告示

防衛施設庁は、住宅防音工事の対象区域を告示し、座間市の区域を次のとおり縮小しました。また、対象区域に住む方に対して次のとおり説明会を実施します。なお、縮小区域内の防音工事は、昭和61年9月10日までに建設された住宅で、平成19年7月31日までに工事の希望届を提出した場合に従来どおりの内容で助成します。マ全部縮小地域＝相模が丘2丁目、緑ヶ丘3・4・5丁目、相武台2・3・4丁目、入谷3・5丁目マ一部縮小地域＝栗原、相模が丘3・4丁目、緑ヶ丘1・2丁目、広野台1・2丁目、入谷4丁目マ説明会日程＝①3月14日(火)午後3時～5時、午後7時～9時②24日(金)午後7時～9時③29日(水)午後7時～9時マ説明会場＝①ハーモニーホール座間②相武台コミュニティセンター③相模が丘コミュニティセンターマ問い合わせ先＝横浜防衛施設局施設対策第4課☎045(211)7138または045(211)7140

### ○早春の山野草展

マときは3月18日(土)、19日(日)午前10時～午後4時マところ＝県立座間谷山公園パークセンターマ内容＝花木と草類の寄せ植え展示・指導などマ入場＝自由マ問い合わせ先＝☎046(253)6222(鈴木)

### ○フラワーアレンジメント体験

マときは①4月4日(火)午後7時～9時②5日(水)午前10時～正午マところ＝①青少年センター②サニープレイス座間マ対象＝どなたでも(初心者歓迎)マ参加費＝1500円(花代)マ申込方法は3月31日(金)までに電話で☎046(255)4896(解良)

### ○3世代コーラス5周年記念演奏会

マときは3月11日(土)午後2時～3時30分マところ＝市民館マ入場＝自由マ問い合わせ先＝☎046(255)8529(志村)

### ○大和おやこ劇場定例会「白鳥の湖」

マときは①4月15日(土)午後6時～②16日(日)午後2時マところ＝ハーモニーホール座間大ホールマ内容＝東京シヤィパレエ団によるバレエ「白鳥の湖」全幕を見るマ対象①小学4年生以上の児童と保護者②3歳以上の児童と保護者(②は3歳未満の保育あり。希望者は事前連絡)マ参加費＝会員制。会費月額1人1300円(入会金1人200円)マ申込方法は4月13日(木)までに電話で大和おやこ劇場事務局☎046(276)1395へ

### ○第4回ふれあい音楽会

マときは3月26日(日)午後2時～(午後1時30分開場)マところ＝ハーモニーホール座間小ホールマ内

容＝座間市出身の津軽三味線奏者澤田勝成さんなどによるコンサートマ入場料＝無料マ申込方法は当日直接会場へマ問い合わせ先＝電話で☎042(741)2362(庄子)へ

### ○日本音楽の魅力講演会

マときは3月25日(土)午後2時30分～4時30分マところ＝ハーモニーホール座間2階大会議室マ内容はさまざまな楽器を使った講演を聞くマ定員＝60人マ参加費＝無料マ申込方法は電話・ファクスで☎046(251)4761(長谷川)へ

### ○看護技術基礎研修

マときは4月20日(木)午前10時～午後4時マところ＝神奈川県ナースセンター(横浜市中区)マ内容はスキナー(褥そう・ストマケア)について学ぶマ対象＝神奈川県内の医療機関に就職を希望する未就業の看護職免許所持者マ定員＝50人(多数抽選)マ参加費＝2000円(資料代)マ申込方法は往復はがきに研修名(4月開催基礎研修)、住所、氏名、年齢、電話番号、看護職免許の種類、離職年数を記入し、3月30日(木)まで(必着)に〒231-0037横浜市中区富士見町3-1神奈川県総合医療会館5階階ナースセンターに郵送マ問い合わせ先＝同センター☎045(263)2101

### ○宝島ふれあいコンサート

マときは3月29日(水)午後1時30分～3時30分(午後1時開場)マところ＝ハーモニーホール座間小ホールマ内容は赤ちゃんから大人まで楽しめるクラシックとコーラスのコンサ一トマ入場料＝一般1000円、高校生以下500円マ申込方法は電話・ファクスで☎046(255)1853(山本)へ

### ○上野・千駄木文学散歩

マときは3月21日(火)午前8時50分集合、午後4時解散マ集合・解散

場所＝小田急線相模大野駅(新宿方面待合室)マ内容は夏目漱石など文豪ゆかりの土地や建物を巡るマ参加費＝1500円(昼食代)※交通費、文学館入館料などは自己負担マ申込方法は電話で週末ボランティア倶楽部☎046(255)1285(植松)※申込受付時間＝午後5時以降。

### ○県立生命の星・地球博物館

### 第2回公開講演会

マときは3月4日(土)午後1時30分～マところ＝県立生命の星・地球博物館ミュージアムシアター(小田原市入生田)マ演題＝地球深部探査船「ちきゅう」の挑戦マ参加費＝無料マ問い合わせ先＝同館企画普及課☎0465(21)1515

## サークル会員募集

### ○座間剣士会

マ内容は少年剣道マときは毎週火・木曜日午後6時～7時マところ＝座間警察署4階道場マ対象＝小学1年生以上マ定員＝10人マ会費＝月額800円(別に保険代として年額500円)マ連絡先＝☎046(257)0971(佐藤)

### ○花アロハ

マ内容はフラダンスマときは毎月2回木曜日午前10時～正午マところ＝市民健康センターなどマ会費＝月額3000円(入会金1000円)マ連絡先＝☎046(254)7405(中元)

### ○ジュニア・ソフトテニス教室

マときは毎週日曜日午前9時～11時マところ＝ひまわり公園テニスコ一トマ対象＝市内在住の小学4～6年生マ会費＝年額3000円(保険料・ボール代など)マ連絡先＝☎046(253)5763(石田)

## 3月に納めるのは

マ国民健康保険税(第10期)  
※最寄りの市指定金融機関、郵便局、市役所または各出張所で納めてください。使用料なども忘れなく。

※市税などの納付は便利で安心な口座振替をお勧めします。お申し込みは取扱金融機関などへ。

## 3月の相談日

相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
人権権	14日   毎月第2火曜日   午前9時～正午	市役所3階相談室
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜・水曜・金曜日   午前9時～午後5時	
高齢者職業	16日   毎月第3木曜日   午前9時～午後3時	担当 市民人権課 ☎046(252)8087
駐留軍離職者	16日   毎月第3木曜日   午前10時～午後3時	担当 長寿介護課 ☎046(252)7127
児童相談	毎週月曜～金曜日   午前9時30分～11時30分と午後1時～3時30分	ふれあい会館2階 ☎046(255)0500
母子生活	毎週月曜～金曜日   午前9時～午後4時	市役所1階子育て支援課内 担当 子育て支援課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日   午前9時～午後4時	青少年相談室1階 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育	毎週月曜～金曜日   午前10時～午後4時	市役所5階教育研究部 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
結婚	4・11・18・25日   毎月第1～第4土曜日   (祝日は除く) 午前9時～午後3時	サニープレイス座間 担当 市社会福祉協議会 ☎046(266)1294 ☎046(252)8490 (電話相談も可)
消費生活	毎週月曜～金曜日   午前9時30分～正午と午後1時～3時30分	
法律	8・14・15・22・29日   今月は第2・第4火曜日、第4水曜日   午後6時30分～9時   第2・第3水曜日   午後1時30分～4時30分(予約制(電話可)。1日午前8時30分から今月分を受け付け)	市役所3階相談室 法律相談と行政書士相談は、いずれも定員になり次第、締め切ります。
行に対する要請	16日   毎月第3木曜日   午前9時～正午	
行政書士(相続・遺言)	9・16日   毎月第2・第3木曜日   午後1時30分～4時30分(予約制(電話可)。1日午前8時30分から今月分を受け付け)	
交通事故不動産(取引・契約)	22日   今月は第4水曜日   午後1時30分～4時30分	
市民	23日   毎月第4木曜日   午後1時30分～4時30分	
	毎週月曜～金曜日   午前9時～午後4時30分	担当 広聴相談課 ☎046(252)8218



【座間市のお知らせ】

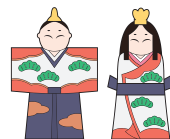
3.1

- ◆平成18年(2006年)3月1日発行
- ◆座間市秘書室情報推進課編集  
〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1  
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550  
URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>  
☎: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

♪今月のロビーコンサート♪

こうげ 光華コンサート

- と き 3月8日(水)午後0時20分～0時40分
- ところ 市役所1階市民サロン
- 曲 目 夢のあとに(フォーレ)、白鳥(サンサーンス)ほか
- 演奏者 チェロ 佐々木大輔さん  
ピアノ 佐々木美佳さん



市施設のアスベスト含有量調査結果の報告



市では、昨年八月から市施設のアスベスト使用実態調査を進めてきました。その結果、アスベスト含有の疑いがある吹き付けロックウールなどの使用が九施設で十六カ所見つかりました。その分析調査を検査機関に依頼したところ、三

カ所(座間小学校一号楼の天井部分二カ所、第三水源ポンプ所の天井部分一カ所)でアスベストの含有が確認されました。既に含有の有無にかかわらず応急措置として、各施設の状況に応じた、施設・立入禁止・封じ込めなどの

対策を実施しています。そして現在、アスベスト含有が確認された三カ所については、除去工事をするための準備を進めています。なお、施設利用者の安全と健康面を考慮し、念のため室内の環境分析を実施しましたが、外気中の空気に含まれる濃度と同等でしたのでご安心ください。環境対策課

担当 環境対策課  
☎046(255)7743  
☎046(255)8095



キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する3.11市民大集会を開催!

米軍再編問題で、キャンプ座間への米陸軍新司令部(UEX)などの移転は、キャンプ座間の強化・恒久化につながるもので、市総合計画および昭和46年の覚書に反するものとして一貫して反対してきました。

国からの説明内容および中間報告の内容は、到底受け入れることのできない内容であり、昨年11月に市民大集会を開催し国に撤回を求めてきました。しかし、現在においても移転・設置の状況は変わる兆しもなく、危機感は増すばかりです。

国は、3月中に最終報告を取りまとめるとしていることから、米陸軍新司令部などの移転阻止に向け、下記のとおり3.11市民大集会を開催します。

100年先も基地の街とならないように、お集まりいただき、皆さんの力を結集しましょう。

- と き 3月11日(土)午後1時30分～(午後0時30分～受け付け) ※小雨決行(当日、開催の有無については担当にお問い合わせください。)
- ところ 県立座間谷戸山公園東口広場(来場には公共交通機関をご利用ください。)

※集会終了後キャンプ座間まで行進を予定しています(プラカード、のぼりは用意します)。  
担当 キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会事務局(渉外課内)

☎046(252)8307 ☎046(252)0220



昨年11月の市民大集会の様子

市施設の指定管理者の候補者を選定

4月から一部の市施設の管理運営は、下表の指定管理者が実施する予定です。指定管理者の選定に当たっては、現在も施設の管理をし、かつ同施設の設置目的に合っている団体を選定したほか、地域活動の拠点となっている施設(コミュニティセンター)については、地域の団体(市民活動団体)を選定しました。なお、選定方法などについては、市ホームページをご覧ください。

担当 行政改革推進課 ☎046(252)8044 ☎046(255)3550

〈指定管理者の候補者〉

施設名	候補者名	担当課
コミュニティセンター7館 (立野台、新田宿・四ツ谷、小松原、 東原、相模が丘、相武台、ひばりが丘)	各地域の管理運営委員会	協働まちづくり課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550
市営さがみ野自転車駐車場 東原5-3-40	(社)座間市シルバー人材センター 小松原1-45-21	安全対策課 ☎046(252)8158 ☎046(252)7773
市立総合福祉センター(サニープレイス座間) 緑ヶ丘1-2-1	(社)座間市社会福祉協議会 緑ヶ丘1-2-1	福祉支援課 ☎046(252)7122 ☎046(256)3600
市立生きがいセンター 小松原1-45-21	(社)座間市シルバー人材センター 小松原1-45-21	長寿介護課 ☎046(252)7127 ☎046(252)8238
市立市民健康センター 緑ヶ丘1-1-3	(社)座間市シルバー人材センター 小松原1-45-21	保健医療課 ☎046(252)7225 ☎046(252)7043
市立市民文化会館(ハーモニーホール座間) 緑ヶ丘1-1-2	(財)座間市スポーツ・文化振興財団 緑ヶ丘1-1-2	生涯学習推進課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311
市立清川自然の村 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金澤1703	宮ヶ瀬共栄貯蓄会 厚木市宮の里1-7-26	青少年課 ☎046(253)8415 ☎046(259)2163
市立市民体育館(スカイアリーナ座間) 相武台1-5971	(財)座間市スポーツ・文化振興財団 緑ヶ丘1-1-2	スポーツ課 ☎046(252)8162 ☎046(252)4311

※指定管理者の候補者として選定したものであり、指定管理者の指定は、議会の議決を経た後となります。  
※指定期間は、各施設とも平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間です。

環境問題の解決に... その23

シリーズ「市民の行動計画」

ごみ減量化対策の推進のために、次のことに心掛けましょう。

- 資源消費を減らす
  - ・買い物には、袋やかごを持参する。
  - ・食料品は、無駄にならないよう、必要なだけ買う。
- 再使用する
  - ・いらなくなった紙は、メモ用紙として使う。
  - ・リターナブル瓶を使用した製品を選ぶ。
- 再生利用する
  - ・ペットボトルや古新聞、段ボールなどの資源物は、分別して資源回収に出す。
  - ・生ごみは、生ごみ処理機などを利用し、堆肥として使う。



担当 環境対策課  
☎046(252)8214 ☎046(257)7743



たかしま ひろと 高島 博斗ちゃん H17.2.24生まれ 男 東原3丁目  
よこやま あおな 横山 碧夏ちゃん H17.7.3生まれ 女 入谷5丁目  
たにだ けんたろう 瀧田 健太郎ちゃん H17.2.14生まれ 男 東原4丁目  
かとう はると 加藤 暖大ちゃん H17.9.7生まれ 男 相武台2丁目  
おおた まい 太田 まいちゃん H17.4.11生まれ 女 緑ヶ丘3丁目  
いちかわ だいすけ 市川 大輔ちゃん H17.2.17生まれ 男 東原2丁目  
みのわ ゆい 三野 輪結衣ちゃん H17.7.19生まれ 女 東原中央5丁目  
くさの しゅう 草野 就海ちゃん H17.7.26生まれ 男 四ツ谷

こんにちは 赤ちゃん

